

船舶事故調査報告書

平成31年4月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 被引浮体搭乗者負傷 |
| 発生日時 | 平成30年8月9日 14時35分ごろ |
| 発生場所 | 佐賀県唐津市浜崎海岸北方沖 魚見三等三角点から真方位223° 1,520m付近 （概位 北緯33° 27.3′ 東経130° 01.9′） |
| 事故の概要 | 水上オートバイKILI KILIは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年8月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 水上オートバイ KILI KILI、0.1トン 291-43690福岡、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、112.00kW、平成27年6月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 19歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年6月29日 免許証交付日 平成29年6月29日 （平成34年6月28日まで有効） 搭乗者A 女性 20歳 搭乗者B 男性 20歳 |
| 死傷者等 | 重傷 1人（搭乗者A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、‘バナナボートと称する浮体（全長約3.85m、全幅約2.10m、定員8人）’（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのロープでえい航して約10分間の遊走を行う目的で、搭乗者Aほか搭乗者3人が本件浮体の左右のシートに2人ずつ腰を掛け、浜崎海岸の係留場所を出発した。（写真1参照） |



写真1 本件浮体（空気を抜いた状態）

本船は、船長が、主機を回転数毎分（rpm）約4,000～5,000として浜崎海岸東端北西方沖に位置する潜堤の内側の海域で遊走していたところ、本件浮体の搭乗者の1人から本船に乗りたい旨の申し出があり、同搭乗者を本船の後部座席に移乗させた後、残った搭乗者A、搭乗者Bほか搭乗者1人（以下「搭乗者C」という。）が左右のシートに2人と1人に分かれて腰を掛け、遊走を続けた。

本船は、船長が、帰航することとし、機関を約3,500rpmに減速して潜堤の外側の海域を西進した後、係留場所に向けて左転した。

本件浮体の搭乗者3人は、搭乗位置の偏りから本件浮体のバランスが悪くなり、本件浮体が動揺していたので、シートに腰を掛けた姿勢を保持できなくなり、両手でグリップを握った状態で身体が左右のシート間の凹部に落ち込んでいた。（図1参照）

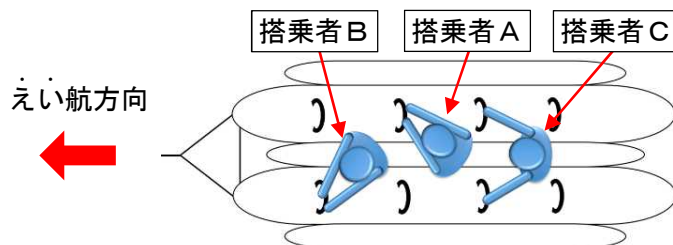


図1 本件浮体搭乗者の状況（イメージ）

本船は、浜崎海岸の係留場所に向けて南東進中、平成30年8月9日14時35分ごろ、本件浮体が波を乗り越える際、本件浮体の前部が持ち上がり、搭乗者Bが、グリップから両手が離れて後方に回転しながら跳ね上げられた後、後方の搭乗者Aに接触して落水した。

本船は、船長が、異変を感じて後方を振り返ったところ、搭乗者Bが落水していることを認めたので、反転し、搭乗者Bを本件浮体に乗せ、その際、搭乗者Aから身体に痛みがある旨を聞き、その後、係留場所に到着した。

船長は、搭乗者Aから救急車の手配を依頼され、携帯電話で119番通報を行った。

搭乗者Aは、唐津市内の病院に救急車で搬送された後、転院した病院で第1腰椎圧迫骨折及び第12胸椎圧迫骨折と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

船長は、平成29年から夏季に、マリンスポーツ等のサービスを提供する施設（以下「本件施設」という。）で働き、水上オートバイで浮体をえい航するサービス等に従事していた。

本船は、ハンドルバーの前方に、速力や機関回転数等が表示されるディスプレイが設けられていたが、本事故当時、不具合により速力が表示されていなかった。（写真2参照）



写真2 本船

船長は、本事故当日、浜崎海岸周辺の海域に波があったので、午前中から主に潜堤の内側の海域で遊走を繰り返し、午後になって白波が立ち始めていることを認めたが、白波が所々に立っている程度なので本件浮体のえい航に影響はないと思っていた。

船長は、ふだん、水上オートバイの後部座席に本件施設の従業員を見張り役として同乗させて浮体の状態を監視させていたが、本事故当時、従業員の人数に余裕がなく、見張り役を同乗させていなかった。

搭乗者Bは、潜堤の内側の海域で遊走中、手や腕の力が弱まった際、シートに腰を掛けた姿勢であればグリップから手を離して落水していたが、帰航時、両手で1つのグリップを握った状態で身体が左右のシートの間凹部に落ち込み、落水できないまま、波の影響によって本件浮体の動揺が続き、体力を消耗していったと本事故後に思った。

船長は、ふだん、浮体のえい航中、定期的に振り返って浮体の状態を確認しており、本事故当時も同様に確認を行っていたが、本件浮体の搭乗者の様子から搭乗者が遊走を楽しんでいると思っていた。

本件浮体の搭乗者は、潜堤の内側の海域で遊走中、親指を上に向けた合図を船長に送って速力を上げてもらっていたが、速力が上がった後は落水しないように両手でグリップを握っており、帰航時も含め、親指を下に向けた合図を船長に送って速力を下げてもらうことができなかった。

船長及び本件浮体の搭乗者4人は、固型式救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。

船長及び本船に移乗した本件浮体の搭乗者1人は、ウェットスーツボトム等を着用していなかった。

| | |
|---|--|
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり なし あり</p> <p>本船は、浜崎海岸北方沖において、波高約0.5mの状況下、船長が1人で乗り組み、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件浮体のバランスが悪い状態で航行したことから、搭乗者Bの体力が消耗することとなり、本件浮体が波を乗り越える際、本件浮体の前部が持ち上がり、搭乗者Bが、グリップから両手が離れて後方に回転しながら跳ね上げられた後、後方の搭乗者Aに接触し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>本件浮体は、遊走の途中、搭乗者4人のうちの1人が本船に移乗し、搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cが左右のシートに2人と1人に分かれて腰を掛け、搭乗位置が偏ったことから、バランスが悪い状態になっていたものと考えられる。</p> <p>搭乗者Bは、本件浮体のバランスが悪くなり、本件浮体が動揺していたことから、シートに腰を掛けた姿勢を保持できなくなり、両手で1つのグリップを握った状態で身体が左右のシートの間の凹部に落ち込み、落水できないまま、波の影響によって本件浮体の動揺が続き、体力を消耗したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件施設の従業員の人数に余裕がなかったことから、本船に見張り役を同乗させておらず、定期的に振り返って本件浮体の状態を確認していたものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、浜崎海岸北方沖において、波高約0.5mの状況下、船長が1人で乗り組み、本件浮体をえい航して遊走中、船長が、本件浮体のバランスが悪い状態で航行したため、搭乗者Bの体力が消耗することとなり、本件浮体が波を乗り越えた際、本件浮体の前部が持ち上がり、搭乗者Bが、グリップから両手が離れて後方に回転しながら跳ね上げられた後、後方の搭乗者Aに接触したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バナナボート等の浮体は、搭乗者の搭乗位置の偏り等によりバランスが悪くなると動揺しやすくなるので、浮体をえい航する場合は、搭乗者の人数や位置を調整して浮体のバランスをとるとともに、浮体の状態に応じて適宜減速すること。 ・事故発生の際は、速やかに海上保安庁に通報すること。 ・バナナボート等の浮体のえい航を行う船舶には、見張り役が同乗し、浮体の状態を常時監視することが望ましい。 ・バナナボート等の浮体の搭乗者には、ヘッドギア等の頭部保護具 |

| | |
|--|---|
| | <p>を着用させることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイに乗船する者は、落水した際、噴流により、けがを負うおそれがあるので、身体を保護できるウェットスーツボトム等を着用することが望ましい。 |
|--|---|

付図1 事故発生経過概略図

